

# 令和7年度 福井県薬剤師国民健康保険組合 法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画

福井県薬剤師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、令和7年度の実践計画を次のとおり策定する。

## 1 法令遵守マニュアルの策定

役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制など網羅した法令遵守マニュアルを策定し、全ての役職が容易に閲覧できるようにする。

## 2 法令遵守に関する指導・研修

不祥事件を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。

- ① 組合広報誌等により、法令遵守の周知を行う。
- ② 役職員を対象とした法令遵守を徹底するため研修の充実を図る。

## 3 法令遵守関連情報の組織的な把握等

- ① 役職員は、組合員又は被保険者からの苦情等を把握したときには、法令遵守担当理事に速やかに報告すること。
- ② 法令遵守担当理事等は、報告を受けた法令遵守関連情報とその対応方針を理事会に報告すること。

## 4 不祥事の対応体制

- ① 役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事に速やかに報告する。
- ② 法令遵守担当理事は、規約、規程等に則り、理事会に報告すること。
- ③ 理事長は、法令等に従い、福井県に報告するとともに、法令遵守担当理事等とともに適切な調査を行うこと。

## 5 雑 則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。